

名称・住所等変更届出書提出時の留意点

1 各種報告（届出）について

以下の変更事項が生じた場合は、所定の変更届出書に必要書類（※1）を添付のうえ提出してください。なお、保証申込など他の手続きで報告済の場合は、届出は不要です。

変更事項	代表的な事例・必要書類
氏名・法人名の変更	被保証人・連帯保証人・物上保証人の氏名・名称が変更された場合 個人：戸籍謄本（抄本） 法人：履歴事項全部証明書
住所の変更	被保証人・連帯保証人・物上保証人の住所が変更された場合 個人：住民票、または印鑑証明書 法人：履歴事項全部証明書 ※ 取扱店舗に変更がある場合は、別途貸出先移管通知書を提出してください。
組織変更	有限会社から株式会社に組織変更した場合など 法人：履歴事項全部証明書 ※ 法人成りなど債務引受が必要な場合は条件変更申込を行ってください。
代表者の変更 （連帯保証人の変更を伴わないもの）※2	連帯保証人の変更を伴わないものは「届出」となります。 前代表者辞任および新代表者就任が確認できる履歴事項全部証明書、法人印鑑証明書、 <u>個人情報の取扱いに関する同意書</u> 、新代表者の住民票または印鑑証明書など
合併 ※3	被保証人が合併により消滅会社となった場合 合併処理に際し、次の書類が必要となります。 ● 合併が記載された履歴事項全部証明書（存続会社については履歴事項全部証明書、消滅会社については閉鎖事項全部証明書）、 <u>個人情報の取扱いに関する同意書</u> （代表者が交代する場合） また、保証申込までには次の書類が必要となります。 ● 合併契約書、印鑑証明書、合併前と合併後の貸借対照表、定款、存続会社および消滅会社の株主総会議事録（写）など ※ 存続会社の代表者が合併前の被保証人（消滅会社）の代表者と異なる場合は連帯保証人加入の条件変更が必要となる場合があります。 ※ 被保証人が他の法人を吸収合併する場合（存続会社となる場合）で、被保証人が根保証を利用していない場合は、届出の必要はありません。
会社分割 ※3	吸収分割または新設分割を行った場合 吸収分割契約または新設分割計画（写）、債務承継一覧表、吸収分割契約または新設分割計画に係る株主総会議事録（写）、印鑑証明書、「異議申述の催告書」または「官報」の写し、履歴事項全部証明書、吸収分割（継承）会社・新設分割会社の開始貸借対照表、 <u>個人情報の取扱いに関する同意書</u> など

※1 各種書類は写しも認められます。
※2 連帯保証人の変更を伴うものは条件変更手続きが必要です。
被保証人・連帯保証人死亡による変更については別途事故報告が必要です。
※3 合併および会社分割については内容によって提出いただく書類が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

被保証人・連帯保証人が死亡した場合、当該保証人に根保証契約がある場合は直ちに根保証の貸し出しを中止し、当協会までご連絡ください。

2 変更届出書の書式について

被保証人にかかる変更の場合は「被保証人名称・住所等変更届出書」を、連帯保証人や物上保証人にかかる変更の場合は「連帯保証人名称・住所等変更届出書」にて報告してください。
なお、書式データは当協会ホームページよりダウンロードしてください。

被保証人名称・住所等変更届出書

被保証人名称・住所等変更届出書

京都信用保証協会 行 令和 年 月 日
西暦

次のとおり変更がありましたので届出します。

被保証人の顧客番号を記入してください。
被保証人名称または
金融機関本支店名
代表者名

顧客番号		担当者	電話番号 ()	—
被保証人 (変更前)	フリガナ			
	住所			
	フリガナ 氏名・法人名			

変更事項 (該当するものに○印を付けてください)	変更後(フリガナ)
1 氏名・法人名	
2 住所	
3 代表者	
4 組織	
5 合併	
6 連帯保証人の死亡	
7 その他 ()	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出書をご利用ください。
※保証申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍簿(抄)本」、法人…「商業登記簿謄本(抄)本」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄本(抄)本」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途貸出先移管通知書を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無)
3. 代表者	前代表者辞任、新代表者就任の確認できる「商業登記簿謄本(抄)本」「法人印鑑証明書」「個人情報の取扱いに関する同意書」 ※連帯保証人の変更を行う場合は、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。
4. 組織	「商業登記簿謄本(抄)本」 ※法人成り等、債務引受が必要な場合は、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。
5. 合併	合併が記載された「商業登記簿謄本」、合併により閉鎖された「商業登記簿謄本」 ※被保証人が他の会社を吸収する場合届出は不要です。
6. 連帯保証人の死亡	死亡された方の「除籍簿本」 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※連帯保証人の変更を行う場合は、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。

協会専用欄

日付	・	・	日付	・	・
処理者			交付者		

連帯保証人名称・住所等変更届出書

連帯保証人名称・住所等変更届出書

京都信用保証協会 行 令和 年 月 日
西暦

次のとおり変更がありましたので届出します。

被保証人の顧客番号を記入してください。
被保証人名称または
金融機関本支店名
代表者名

被保証人		変更する連帯保証人(変更前をご記入ください)	
顧客番号		フリガナ	
被保証人名		住所	
		フリガナ 氏名・法人名	

変更事項 (該当するものに○印を付けてください)	変更後(フリガナ)
1 氏名・法人名	
2 住所	
3 組織	
4 合併	
5 死亡	
6 その他 ()	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出書をご利用ください。
※保証申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍簿(抄)本」、法人…「商業登記簿謄本(抄)本」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄本(抄)本」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途貸出先移管通知書を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無)
3. 組織	「商業登記簿謄本(抄)本」 ※法人成り等、債務引受が必要な場合は、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。
4. 合併	合併が記載された「商業登記簿謄本」、合併により閉鎖された「商業登記簿謄本」 ※連帯保証人が他の会社を吸収する場合届出は不要です。
5. 死亡	死亡された方の「除籍簿本」 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※連帯保証人の変更を行う場合は、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。

協会専用欄

日付	・	・	日付	・	・
処理者			交付者		

【問い合わせ先】 審査管轄の本支所へお問い合わせください。

本 所 企業支援部 保証統括課

(電話：075－354－1011)

山城支所

(電話：0774－43－8822)

南丹支所

(電話：0771－22－1041)

中丹支所

(電話：0773－27－6156)

丹後支所

(電話：0772－68－0601)



京都信用保証協会